

社会技術研究開発事業  
平成20年度研究開発実施報告書

研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」

研究開発プロジェクト名

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」

研究代表者氏名 仲真紀子  
(北海道大学大学院文学研究科、教授)

## 1. 研究開発プロジェクト名

犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練

## 2. 研究開発実施の要約

事件に巻き込まれた／巻き込まれそうになった子どもへの事情聴取は、子どもの安全確保、捜査、後の防犯の要となる。しかし現実には、幼児、児童から話を聞き出すことは難しい。メディア報道や過去の判例によれば、予兆があったにも関わらず的確な事情聴取ができず防げなかった事件や、事件はあったとされながらも適切な事情聴取ができず解決が妨げられた事例もある。事情聴取はいかなる事件、事故においても必要不可欠であり、より正確な情報をより多く引き出す面接法（司法面接法）の確立は急務である。本プロジェクトでは、基礎的研究にもとづく司法面接法およびその訓練プログラムを開発することを目的としている。本年度は司法面接支援室を立ち上げ、司法面接2008年度版を作成し、実施した。また、人物同定に関する文献研究を行い、人物同定に関わる実験計画を立てた。

## 3. 研究開発実施の具体的内容

### (1) 研究開発目標

本プロジェクトの本年度の目標は以下の通りであった。

- 1) 基礎的データに基づき、事実の聞き取りに焦点を当てた面接法およびその訓練プログラム2008年度版を開発する。
- 2) 道内の児童相談員を対象に面接訓練を実施し、面接法の有効性と訓練プログラムの効果を評価する。12人の専門家に2回の訓練を行うことを目標とした。
- 3) 司法面接プログラムに含める「人物同定キット」作成のため、文献研究を行い、実験計画を立てる。

### (2) 実施方法・実施内容

本プロジェクトは上記1)、2)を実施し、統括する仲グループと、3)の「人物同定キット」を作成する杉村グループから成る。本年度の実施方法、実施内容は以下の通りである。

#### 【仲グループ】

12月に北海道大学文学部内に「司法面接支援室」（プロジェクト室）を立ち上げ、2008年度版訓練プログラムを作成した。1月と2月に児童相談所の児童心理司、福祉司他15名を対象に、2日間（計12時間）の研修を2回行った。また、弁護士等7名に2日間の研修を1回、児童心理司20名を対象に4時間の研修を1回行った。研修者によるプログラムの評価を行い、また、プログラムの効果を測定するために、研修の前後における研修者の模擬面接を記録した。

#### 【杉村グループ】

子どもの人物同定識別（免割り、ライナップ等）に関する学術的文献ならびにガイドラインを収集し、内容の分析を行った。また、問題点を明らかにした上で、来年度の実験計画を立てた。特に、言語供述と人物の変装に焦点を当てた研究、人物同定時の眼球運動測定に焦点を当てた研究を計画し、実験の準備を進めた。

### (3) 研究開発結果・成果

仲グループの成果、杉村の成果について述べ、全体のまとめと今後の方向性について述べる。

#### 【仲グループ】

本年度は、1)支援室を立ち上げ、基礎研究や研修を行える体制づくりを行った。また、2)訓練プログラム2008年度版を作成した。このプログラムを用いて、専門家、計42名に対し研修を行った。以下、詳細を述べる。

#### 1) 支援室の立ち上げ

北海道大学大学院文学研究科よりプロジェクト室の提供を受け、「司法面接支援室」を開室した。「プロジェクト支援室」は4人の室員を中心に、司法面接に関する基礎研究・調査の実施、研修・フィードバックの支援、その他相談・サービス業務を行う。専門機関での司法面接のための、機材の貸し出し等にも対応する。将来的には支援室員が研修や司法面接の一部を担う。

#### 2) 2008年度版訓練プログラムの作成

文献研究ならびに最新の情報の収集：司法面接は、発達心理学や認知心理学の成果にもとづいており、基礎的な研究のレビューや最新の研究に関する情報収集は不可欠である。また、現場では日々新しい試みや工夫が行われている。そこで、面接の要素（グラウンドルール、ラポール等）ごとに基礎的な文献をレビューした。また、最新の情報を収集するために国外の学会に参加し、国外の施設の視察も行った。

文献レビューは「司法面接：事実焦点を当てた面接法の概要と背景」（ケース研究、印刷中）にまとめた。また、学会は、韓国ソウル市で行われたSpecial Symposium of Assessment of alleged child victim: Finding the truth and protecting the child, ならびに合衆国サンディエゴ市で開かれたSan Diego international conference on child and family maltreatmentに参加した。施設の視察は、韓国ソウル市のOne-stopセンター、合衆国ポートランド市のCARES NORTHWESTで行った。視察の内容は本報告書ならびにニューズレターNo.1を参照されたい。

予備的なプログラムの作成とその評価：2007年度までの活動をふまえ、予備的な訓練プログラムを作成し、その効果測定を以下のように行った。

**参加者**：大学生、大学院生計52名。半数26人は面接者、残り26人は被面接者（面接を受ける人）である。面接者26人中13人は、授業の演習の一環として4回、ほぼ5時間の面接訓練を受けた（訓練あり群とする）。内容は、司法面接の目的や概要に関する講義、自由報告の体験、面接の計画、グラウンドルールの練習、ロールプレイであった。残り13人はナイーブな面接者（面接について特別な教示を行わない面接者）であった（訓練なし群とする）。

**手続き**：被面接者26人役に1分程度のDVDを提示し、その後、半数13人については訓練あり群の面接者が面接を行い、残り半数については訓練なし群の参加者が面接を行った。

**結果**：面接結果を書き起こし、面接者の質問、被面接者の反応の量を分析した。その結果、面接者のオープン質問の量には差はないが、被面接者のオープン質問に対する反応には差が見られた。訓練あり群の方が、訓練なし群よりも、被面接者はより多くの情報を産出し

ていた。オープン質問に伴う促しが重要な働きを果たしている可能性がある。また、正確な情報の割合も、面接あり群の被面接者の方が多かった（福井・仲，2008）。

### 訓練プログラム2008年度版の作成

**研修プログラム**：上記の研究成果をもとに、訓練プログラム2008年度版を作成した。プログラムは①基礎研修と②中級研修から成る。

- ① **基礎研修**：2日間にわたる、計12時間の基礎的プログラムである。まず講義を行い、問題の所在やガイドライン作成の歴史、ガイドラインの根拠となる実験や調査を紹介し、面接法の必要性を強調する。その後、司法面接法の各要素について説明し、面接の計画を立てた上で、研修者同士のロールプレイや、子どもの協力者（小学生）を対象とした面接の練習を行う。
- ② **中級研修**：2日間にわたる、計12時間の中級のプログラムである。子どもへの面接の一部を書き起こし、会話分析を行う。会話分析では、面接者がどのような質問を行い、どのような種類の応答（自由報告、はい・いいえ等）を引き出しているか、またどの程度の情報量が得られたかを検討する。また、障害をもつ人への対応、子どものリラクタンズ（話したがらない態度）への対応、面接者が法廷に立つ場合の注意事項、性虐待が疑われる場合に聴取すべき項目、法廷での専門家証言について講義し、描画（ジンジャーマン、facilitated drawing）の導入も行う。

プログラムの内容は以下の通りである。（ ）内はおよその時間（分）である。

#### ①基礎研修

##### 第1日

13:30-14:45	1. 講義（75）
14:45-15:00	2. 自由報告を体験する（30）
15:00-15:15	休憩（15）
15:15-15:30	3. 準備と導入（15）
15:30-16:40	4. 面接の計画（70）
16:45-17:00	5. 解説：面接の計画（20）

##### 第2日

9:30-11:00	6. ロールプレイ面接1：DVDを見て（90）
11:00-11:15	休憩（15）
11:15-12:00	7. ロールプレイ面接2：DVDを見て（続き）（45）
12:00-13:00	（昼食・休憩）（60）
13:00-14:30	8. ロールプレイ面接2（続き）：事件性のある面接（90）
14:30-14:45	休憩（15）
14:45-16:30	9. ロールプレイ面接3：子どもへの面接（90）
16:30-17:00	10. いくつかの難問と振り返り（30）

#### ②中級研修

第1日

1:30-1:45	1. 今日の予定・1ヶ月の感想 (15)
1:45-2:25	2. これまでの復習 (40)
2:25-2:45	3. 解説 (20)
2:45-3:00	4. 会話分析における発話の種類 (15)
3:00-3:15	(休憩) (15)
3:15-3:45	5. 会話起こし (30)
3:45-4:00	6. 分析の説明 (15)
4:00-5:00	7. 会話分析 (60)

第2日

9:30-9:40	1. 今日の予定 (10)
9:40-11:00	2. 会話分析の続き (50) , 報告・補足説明 (30)
11:00-11:15	(休憩) (15)
11:15-11:25	3. いくつかの補足に関する説明 (10) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グラウンドルールをてきぱきとやる</li> <li>・ 難しい質問</li> <li>・ 話したがらない子ども・リカント</li> </ul>
11:25-11:45	4. グラウンドルールをよりてきぱきと (計画, ロールプレイ) (20)
11:45-12:30	5. 難しい質問 (45) 説明[5], グループワーク, 質疑[20], ロールプレイ[20]
12:30-13:30	(昼食・休憩) (60)
13:30-14:30	6. 話したがらない子ども・リカント (60) 説明[20], 話したがらない子どものロールプレイ[20] リカントのロールプレイ[20]
14:30-14:45	7. 子どもへの面接の説明 (15) 面接の概要, ファシリテータータイプドローイング, ボディマップ, ジンジャーブレッドマン, 準備。
14:45-15:00	(休憩) (15)
15:00-16:00	8. ロールプレイ (子どもへの面接) (20分計画, 40分面接)
16:00-17:00	9. フィードバック, 質疑応答, 振り返り

3)訓練プログラム2008年度版の実施と評価

プログラムの実施

以下のように、プログラムを実施した。

研修者：2008年度は3つの研修グループ、すなわち (A) 児相職員12人、サイトビジットと

してJST職員1, 関与者2 (計15人), (B) 弁護士3, 児相職員1, 自立支援施設職員ほか2 (計7人), および(C) 児相職員, 自立支援施設職員ほか (計20人), 合計42人に対して研修を行った。

手続き: 下記の表のような実施となる。

研修者	実施プログラム	日時	備考
(A) 15人	①基礎研修12時間 ②中級研修12時間	2009年1月18,19日 2009年2月20,21日	
(B) 7人	①基礎研修12時間	2009年1月17, 18日	①の9「子どもへの面接」代わりに「会話分析の説明」を実施
(C) 20人	①基礎研修4時間	2009年3月28日	①の1-4までを実施

### 研修者による評価

**アンケート調査:** 研修終了後, 研修者を対象にアンケート調査を行った。方法は, 講義, グループワーク, ロールプレイ, 会話分析ごとに「よかった点」「改善点」の自由記述を求める, というものであった。基礎, 中級の両方を行った(A)グループによる主たる反応を以下に示す。

- **講義:** よかった点としては「資料やグラフを使うなど解説がわかりやすかった(7)」, 「内容がよかった(4)」, 「自分を客観的に見ることができた(2)」等, 改善点としては「時間が足りない(4)」等の反応があった。
- **グループワーク・ロールプレイ:** よかった点としては「実際にやってみてその場でフィードバックが得られるのがよい(7)」, 「繰り返し練習できるのがよい(3)」, 「自分の面接の特徴を理解できる(2)」, 「いろいろな立場(面接者・被面接者)を体験できる(2)」, 改善点としては「もっと時間がほしい(1)」, 「場面設定についてもっと説明がほしかった(1)」, 「(第二回の研修で)1ヶ月前の事を忘れていた(1)」, 「面接相手を変えてみてはどうか(2)」等の反応があった。
- **会話分析:** よかった点としては「自分の特徴がわかる(5)」, 「面接を客観的に見ることができ(3)」, 「面接の復習と今後の課題が見つかる(3)」, 改善点としては「エクセルの使い方が難しい(4)」, 「もっと説明がほしい(1)」, 「時間が足りない(3)」, 「会話分析をもとに自分の面接を評価してほしかった(2)」等の反応があった。

おおむね良好な反応だが, 改善すべき点もある。上記の回答を参考とし, 改善してゆきたい。

### プログラムの効果に関する検討

プログラムの効果を行動的に検討するため, 研修者には, 研修の前後に模擬面接を行ってもらった。まず, お子さんに1分程度のビデオを提示し(面接者は内容を見ない), その内容を面接で聴取する。これを書き起こし, 質問の種類等について分析する。

(A)については, 基礎研修前, 後, 中級研修の後の3回, (B)については基礎面接の前と後の2回, に, および中級研修の後の3回, 研修者に面接を求めた。現在面接資料を書き起こし中である。

【杉村グループ】

本年は、目撃証言時における言語供述や人物識別に関する国内外の学術研究やガイドライン等の文献資料を収集し、何が、どのレベル（実用レベルか研究レベルか等）で明示されているかについて、整理・分析を行った。また、それらの研究やガイドラインにおける問題点を人物識別に関する事項に焦点をあてて考察し、H21年度以降の実験研究計画の立案と実験刺激作成を行った。以下に、それぞれの概要について報告する。

1) 言語供述や人物識別に関する国内外の文献資料についての整理・分析の概要

表1は、文献資料のおおまかな分類を示したものである。まず、言語供述を収集する際のインタビュー方法や写真面割等の人物識別手続きの具体的方法を中心に構成されている実用レベルのガイドライン系と、それらのガイドラインの根拠資料となった理論や研究結果が中心に構成されている研究レベルの学術系に大別された。また、文献資料の研究対象が成人であるか子どもであるかによって大別された。

ガイドライン系は、ガイドラインとガイドライン本に分けられ、前者は公的機関で作成・使用・公開されているもので、後者は、公的なガイドラインではなく一般本として発刊されているものであった。学術系は3つに区分された。学術研究論文は、レフリー付きの雑誌に掲載されている研究論文で、主に実験等で得られたデータとその分析結果と考察が中心であるもの、学術本は、学術研究論文で得られた知見が比較的絞られたテーマで体系的にまとめられているもの、学術ハンドブックは学術研究論文や学術本が広範囲にわたって網羅され、百科事典的な要素を持つものであった。また、文献資料が海外のものか国内のものか、海外のものか邦訳かによっても区別された。

表1の○印は、言語供述に関するもの、□印は、人物識別に関するものが存在するということを表している。また、-印は、今回の文献資料分析では、該当するものがみつからなかったことを示している。例えば、成人対象のガイドラインでは、海外のものは言語供述と人物識別に関するものが両方存在するが（例えばイギリス警察のPACE (Police and Criminal Evidence Act)等）、国内のガイドラインはないことを示している。さらに、小さい○印や□印は、文献資料の中に部分的に該当箇所があることを示している。例えば、子ども対象の国内のガイドライン本は、成人を対象としたガイドライン本（例えば、日本の法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会が編集をしている「目撃供述・識別手続きに関するガイドライン」）の中に「子どもの目撃供述と面接法」という子どもを対象とした章が存在することを示している。

表1 言語供述や人物識別に関する国内外の文献資料の分類

		成人対象			子ども対象		
		海外	国内	邦訳	海外	国内	邦訳
実用	ガイドライン	○□	-	-	○	-	-
	ガイドライン本	○□	○□	○	○	○	○
研究	学術ハンドブック	○□	-	-	○□	-	-
	学術本	○□	○□	○□	○□	○	○□
	学術研究論文	○□	○□	/	○□	○	/

○=言語供述に関するもの □=人物識別に関するもの

大まかな傾向としては、子どもによる人物識別に関するガイドラインやガイドライン本

は国内に存在せず、学術研究も不足していた。また、国内の学術本は、成人を対象としたものも含めて、海外の論文の研究結果や理論をもとにして執筆されているのが現状であった。

## 2) 人物識別に関する研究やガイドラインにおける問題点

上述した文献資料についての整理・分析を行った結果、次に挙げる問題点等が明らかになった。

### ①変装等による人物の外観の変化の影響に関する研究の不足

写真等を用いた人物識別に関する研究やガイドラインは、犯行時の容疑者の外観と、識別時の写真等の外観が変装等により異なっている可能性がほとんど考慮されていない。例えば、犯行時に容疑者が眼鏡や帽子等で外観を変化させていたとしても、そのことが後の人物識別の正確さに及ぼす影響や、目撃者の年齢の違いによる外観の変化の影響の大きさ等についての研究例は非常に少ない。また、ガイドラインにおいても、識別の際の写真等が目撃時と外観が同じでないかもしれないことの注意を与えることについては言及されているが、外観の変化が識別の信憑性にどの程度影響を及ぼすのかについては言及されていない。

従来の顔認識の発達に関する研究では、特に幼児は、顔の同一性判断や性別の判断において、ある程度不変である顔の内部情報（目鼻立ち等の情報）ではなく、変容可能な外部情報（髪型や眼鏡等）を手がかりにして判断を行う傾向が、成人よりも非常に強いことが明らかにされている。したがって、特に低年齢の子どもを対象とした研究やガイドライン作成においては、目撃時と識別時の容疑者の外観の変化に特に注意がはらわれるべきであると考えられるが、現在のところ、この事項に関しては少数の研究例があるのみである。

### ②人物識別における言語供述との視知覚判断との競合についての研究の不足

言語供述をとる手続きと写真等を用いた人物識別手続きは、特に対象が子どもである場合には分離することができない。なぜなら、子どもの面接法では、子どもが言及した事柄や人物についての、オープン質問（「もう少しそのことを教えて」、「その人はどんな人だった？」等）を行うのが基本であり、誘導質問（「そこに男の人がいたよね」等）は使用すべきではないとされており、写真等による人物識別を行わせる前に、子どもその人物についての言語供述を行っていることが前提となるからである。

しかし、人物の特長等について言語化することが、写真等をみて判断する視知覚的判断の正確さにどのような影響を及ぼすかについては、成人の研究においても明確な知見が得られていないが、子どもを対象とした研究はほとんど行われていない。

### ③目撃記憶と直結する子どもの視覚情報処理・注意研究の欠落

人物識別も含めた目撃記憶の正確さには、目撃時または識別時において、子どもがどのような情報に注目しやすいのかまたはしにくいのか、また、子どもの情報処理傾向が成人とどのように異なるのかが大きく影響する。しかしこの事項についての基礎研究は行われていない。

従来の研究では、例えば、4～5名の複数の人物が現れる出来事を目撃した場合、子どもは、成人と比較すると少数の登場人物についてしか報告できないことが明らかにされているが、目撃段階ですべての人物に注意を向けることが困難であるのか、複数の人物の情報

を記憶しておくことが困難であるのか不明である。また、子どもが人物の同一性を判断する際にどのような情報を注視しているか、性別判断の際に注視している情報は何か等の、人物識別時の視覚情報処理の特長も明らかではない。

さらに子どもを対象とした研究やガイドライン作成においては、人物識別の際の写真の提示方法、枚数、教示方法等によっては、子どもの注意が十分にすべての写真に向けられない可能性が考慮されるべきであるが、現在のところ、この事項に関する研究例はない。

### 3) H21年度以降の実験研究計画の立案

上述した人物識別に関する研究やガイドラインにおける問題点をふまえ、次のような実験研究計画の立案・実験準備を行った。

#### ①人物識別の正確性に及ぼす言語供述と人物の変装の影響について検討する研究計画

対象者：4-6歳児，約70名

概要：幼児がある一連の出来事（女性と男性が紙芝居を行う）を目撃した場合の、その出来事の内容や紙芝居を行った人物についての24時間後の記憶について、主に次の3点を検討する。

- a) 紙芝居を読む人物が見かけを変えている場合の人物識別成績（6枚の顔写真の中から1枚を選択させる）への影響を調べるため、グループ1（普通顔の人物から紙芝居を読んでもらう）とグループ2（メガネと髪型の変化で見かけを替えている同じ人物から紙芝居を読んでもらう）を比較する。
- b) 人物の特長について言語供述を求める場合とそうでない場合では、人物識別成績にどのような影響があるかを調べるため、言語条件（人物の特長について尋ねてから人物識別を行わせる）と、なし条件（人物の特長について何も聞かずに人物識別のみを行わせる）を比較する。
- c) 出来事の中で複数の人物が登場する場合、目立った行動を行わない周辺人物について、どの程度記憶されているかを調べるために、主要人物（紙芝居を読む人物）と周辺人物（読み終わった紙芝居を持っているだけの人物）の人物識別成績等を比較する。

#### ②眼球運動測定装置を用いた人物同定時の処理情報検出に関する実験準備

対象者：成人約20名，6歳児約20名

概要：眼球運動測定装置により、人物同定時の注視点の違いを成人と幼児で比較し、幼児の人物同定における視覚情報処理の特長について検討する。そのため、以下のような実験刺激の作成を行った（ただしこれらについては、H21年度5月以降に購入予定の眼球運動測定装置の操作性に応じて随時、修正・変更等を加える予定である）。

- a) 顔の同定における髪型への注視測定刺激：同一人物の顔が2つ並行に並べられており2つの写真で髪型が異なる刺激，異なる人物の顔が2つ並べられており2つの写真で髪型が同一である刺激
- b) 顔の性別判断における髪型への注視測定刺激：男性の顔に女性の髪型を合成した刺激，女性の顔に男性の髪型を合成した刺激

#### 【まとめと今後の活動】

以上、主に言語情報のコミュニケーションを中心とした、司法面接法とその研修プログラムの研究開発、そして主に視覚情報のコミュニケーションである、人物同定識別に関する研

究活動について述べた。仲グループは同じサイクルを4回繰り返しながら、スパイラルに訓練プログラムを進化させていく。杉村グループは様々な場面における子どもの人物同定の特性を調べ、来年度はアイマークレコーダを用いて分析的な検討も行う。これらを蓄積し「パッケージ」の作成へとつなげる。

(4) 開催したワークショップ、シンポジウム、会議等の活動

年月日	名称	場所	概要
2009年1月17日+18日	弁護士等を対象にした研修	北海道大学東京オフィス	弁護士等を対象にした司法面接法の研修
2009年1月19日+20日	児童相談所の専門家を対象にした第一回面接研修	北海道大学	児童相談所の専門家を対象にした司法面接法の研修
2009年2月16日+17日	児童相談所の専門家を対象にした第二回面接研修	北海道大学	児童相談所の専門家を対象にした司法面接法の研修
2009年2月23日	フォレンジックインタビューとは？・米国でのフォレンジックインタビューの開発、発展と基本について・	北海道大学	丸山 恭子 先生（カウンセリングルームまるやま）による講演会
2008年4月25日	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	事実焦点を当てた面接法／年度計画
2008年5月27日	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	自由報告の意義と司法面接
2008年6月27日	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	子どもとの面接実習
2008年7月25日	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	子どもとの面接実習
2008年8月8日	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	事実焦点を当てた面接手順
2008年9月12日	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	面接の振り返り
2008年10月3日	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	子ども総合研究所 山本先生講演
2008年11月	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	性的なことがらの聞き取り

月28日	所研修	談所	
2008年12月12日	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	中央児童相談所での面接
2009年1月16日	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	MacMartin 事件
2009年2月24日	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	韓国, サンディエゴ報告
2009年3月6日	札幌市児童相談所研修	札幌市児童相談所	確認テストと1年の振り返り

#### (5) 研究開発実施におけるその他の活動

本プロジェクトの一環として、国外の2カ所の司法面接施設を視察した。

##### 1. One-stopサポートセンター（韓国ソウル市）（2009年1月21日）

本センターは性被害その他の暴力的被害を受けた（とされる）女性、男性の保護、支援のための施設であり、1カ所で心理的、医療的、そして司法的ケアを受けることができるのが特徴である。ある中学生が性被害に遭ったとき、病院、警察、カウンセリングなど、何カ所も行かねばならなかった、そのような事態を改善するために設立されたのだという。2005年に当時の警察部長が中心となり設立し、現在では韓国にこのような施設が16箇所あるという。

One-Stopサポートセンターは警察病院の1階に、独立の入り口を構えて設置されている。4人の警察官、4人のカウンセラーが8時間ないし12時間交代で勤務し、性被害、DV、学校での暴力等の被害者を24時間体制で受け入れている。被害者の数は月におよそ100人、男性、女性の被害者がおり、子どもは1割程度である（子どもの被害は、インターネットによって呼び出され、虐待をうける例が多い）。近いうちに心理学者も加わる予定だということであった。この施設は警察病院、警察、ソウル市、女性省によってサポートされている。

センターに入ると明るく広い事務室を6つの部屋が、取り囲んでいる。一番左端から休憩室（ベッドとソファがしつらえてある）、カウンセリングルーム（カL字型にソファがあり、テーブル、パソコン等の設備がある）、医務室（診察台、組織を保存する冷蔵庫等がある）、司法面接室（ワンウェイミラーを隔てて、一方はモニター室、もう一方は丸いテーブルのある面接室）、そして一番右手にはホテルにあるような清潔できれいなシャワールームがあった。

私の関心は司法面接とそれを行う司法面接室である。司法面接室には丸いテーブルに被害者、サポーター、そして司法面接を行う警察官の席があった。被害者の正面にワンウェイミラーがあり、天井と壁に計2台のカメラ、およびマイクロフォンがある。ここで得た画像、音声をモニター室でモニターすることができるようになっている。画像は英国と同様の部屋全体の画面、および被害者を移す2つの画面を合成できるタイプのものであった。テーブルの上にはアナトミカルドールがあった。ドールの使用は誘導につながる等議論の多いところだが、必要に応じて注意して用いているとのことであった。

基本方針として、警察は中立的に聞くようにしているが、（前提として）被害があったことは疑わない。カウンセラーは被害者のサイドに立ち、被害者の言うことを信じる。「カウンセラーが誘導することはないか？」との問いに「事件になった場合はカウンセラーは法廷に呼ばれて証言をする」ため、誘導的なことは行われたい、とのことであった。また、前日のカンファレンスでは、判事や検察官が司法面接の重要性を強調し、彼ら自身がCBCA（供述内容のある基準にそって査定し、供述の信用性を推定する方法）に類似した手法をとっているようであった。そのため、特別の司法面接法の訓練はまだ整備途中のようであるが、客観的証拠にもとづく情報収集の重要性は広く周知されているようであった。

報告が前後するが、被害が発生した場合の手続きを述べる。被害者が訪れると、まずカウンセラーが最初のインタビューを行う（カウンセラーは誘導情報を提示しないように注意を払う）。そして、訴追するかどうか、医療が必要かどうか、を判断する。訴追する場合は警察官が面接を行い、録画したビデオを警察と検察に提出することになる（センターには残さない）。医療証拠は冷蔵庫に保管し、すぐに訴追しないときには科捜研のような部署に送られるということであった。このように複合的な対応が可能なので、面通ししなけれ

ばならない場合等をのぞき、被害者はこのセンターカ所ではほとんどのケアを受けることができる。その後、PTSDがある場合は、カウンセラーによる13回のプログラムが用意されており、また50人の弁護士が提携していて法的なコンサルタントを受けることができる。カウンセリングも法的コンサルタントも無料とのことであった。なお、訴追するのは75%である(ただし、どれくらいが法廷で有罪になっているかはフォローしていないとのこと)。パク教授によれば、韓国の人は新しい方法や手続きの導入には積極的であるとのこと(古い物をどんどん壊して新しくしていくのが好き、と笑いながらおっしゃった)。子どもはその恩恵を受けていると感じた。

## 2. CARES NORTHWEST (オレゴン州ポートランド市) (2009年2月4日)

本施設は性被害を受けた(とされる)子どもを対象に司法面接を行う施設である。エマニュエル子ども病院内の1つのビルにオレゴン州警察、医者、司法面接官、心理学者、インテーク・カウンセラー、ソーシャルワーカー、ボランティア(子どもと待ち合い室で遊ぶボランティアと、そのボランティアを指導するボランティアなど多様なボランティア)、書き起こし係など55人の専門家が勤務し、子どもやその家族に対応している。司法面接を依頼してくるのは主に福祉施設である(Department of Human Services)、警察などである。月に250件ほどの照会があり、うちおよそ半数について面接を行うとのことであった。この施設は1980年代に、ある医師が、子どもがケアを1カ所で受けられるようにと開始した。当初は「クローゼット」を用いての活動であったという。

メールで何度かやりとりをさせてもらったキャサリン・クローガーさん(修士号をもつ、司法面接のトレーナー)が、施設を案内をしてくれた。施設には会議室(TV会議による査定等も行なう)、受付事務室(6人の人が勤務。訪問中も電話が入る)、書き起こし室(2人がトランスクリプションを行なう)、4つの面接室、診察室、広いトイレ、キッチン、クローゼット(保護されてきた子どもが着られる衣服、靴等もある)などがある。キャサリンさんは、「狭い」「この部屋は窓がなくて恥ずかしい」等と言っていたが、とんでもない、すばらしい施設である。

オレゴン州では性虐待、身体的な虐待(特に頭部の怪我)については48時間以内、それ以外は84時間以内に面接を行うことが義務づけられている。ここでもその基準で面接を行なうが、性虐待については、必ずしも「すぐ」がよいわけでない場合もあるとのことであった。

毎日の日課として、通常は8時半頃から面接を開始する。面接室には大きなワンウェイミラーに向かって細長いカウンターがあり、そこに2人(面接者と被面接者)が座るようになっている。ワンウェイミラーの反対側は暗い小部屋になっており(暗くないと面接室から見えてしまう)、ワンウェイミラーの裏側には面接室を撮影するカメラが設置されている。観察者はこの小部屋で、ワンウェイミラーを通して直接、ないしはモニター画面を通して間接的に、面接の様子を観察することができる。音声はスピーカーまたはヘッドフォンで聞くことができる。私たちも刑事やソーシャルワーカーたちと一緒にすべての面接の過程を見学させていただいた。

面接は以下の4つの過程からなる。

親との面接：まず面接官と医者が親に面接を行う。面接官は親に「この面接は訓練の一部をなしており、刑事、ソーシャルワーカー、その他の専門家(小部屋で観察させていただいている私たちのことである)に、私(面接官)の面接の様子を見てもらうようになって

いるが、それでもよいか」と許可を求める。許可を得たのち、どのような問題でここを訪れたのか等、事情を聞く。

子どもの診察：身体検査を行なう。音声はすべてヘッドフォンで聞くことができる。

子どもとの面接：面接者（1名）が子どもから話を聞く。ここでもまず子どもから、観察の許可を得る。子どもはプレッツェルのようなスナック、水、用紙、ペンなどを与えられ、絵を描きながら、話をする事ができる。面接は一時間程度であるが、終了間際、面接者はワンウェイミラーの反対側の小部屋に来て、他に聞くべきことがないか等の確認を行う。親へのフィードバック：子どもが話したことを親に伝える。また、身体検査等もふまえ、親子にアドバイスを与える。

当日は2つの面接を最初から最後まで観察させていただき、その後も施設の説明や、資料の説明、ビデオの紹介などをしていただき、朝8時半から5時まで、充実した1日であった。なによりも最初は「クローゼット」から始まったという施設であることに励まされた。

#### 4. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況

司法面接研修での成果は ①参加者自身が現場で行う面接に生かす；②参加者が現場で研修を行い、他の専門家へと情報提供をする、といったかたちで活用されている（以上、参加者自身による報告、および関係者との会議における報告より）また、③参加者による論文執筆（「児童相談所における性的虐待への介入の試み- Forensic Interview の導入を中心とした報告-」阿部弘美・畠中さおり、北海道児童相談所研究紀要, 89-106.）という展開も見られる。加えて、④道外からの研修の問い合わせ、児童相談所所以外の機関からの問い合わせもあり、今後さらなる展開が見込める。

司法面接が用いられるようになっていく可能性がある。

#### 5. 研究開発実施体制

##### (1) 仲グループ

①仲真紀子（北海道大学大学院文学研究科，教授）

②実施項目：司法面接法の開発と訓練

(a) 司法面接と訓練プログラムを開発し、(b) 専門家への訓練と、面接法および訓練プログラムの評価（効果測定）を行い、(c) 最終的には面接法と訓練プログラムのパッケージを作成する。

##### (2) 杉村グループ

①杉村智子（福岡教育大学福岡教育大学学校教育講座，教授）

②実施項目：幼児，児童による人物同定

(a) 幼児，児童による顔，人物の識別に関する文献研究，実験研究を行い、(b) 子どもによる人物同定のためキットを作成し、(c) 面接法と訓練プログラムのパッケージに含める。

## 6. 研究開発実施者

### ① 仲グループ (テーマ別)

氏名	所属	役職
仲真紀子	北海道大学大学院文学研究科	教授
武田知明	北海道大学大学院文学研究科	学術研究員
田鍋佳子	北海道大学大学院文学研究科	短期支援員

### ② 杉村グループ (テーマ別)

氏名	所属	役職
杉村智子	福岡教育大学	教授

## 7. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

### (1) 論文発表

(国内誌 5 件、国際誌 1 件)

山崎優子・仲真紀子. (2008). 「未必の故意」に関する教示が司法修習生と大学生の裁判理解および法的判断に及ぼす影響 (特集 素人の事実認定と玄人の事実認定--法と心理学会第7回大会 シンポジウム). 法と心理, 7, (1).

仲真紀子・杉浦ひとみ・廣井亮一・白取祐司・西田美樹・西尾洋介. (2008). 少年事件における少年へのインタビュー (法と心理学会第7回大会 ワークショップ). 法と心理, 7, (1).

加地雄一・仲真紀子. (2008). 手話の記憶における実演効果. 認知心理学研究, 6, (1).

岡田悦典・仲真紀子・藤田政博・山崎優子. (2008). 裁判員の法知識と法曹に関する意識--第二次調査から. 南山法学, 32, (1).

加地雄一・仲真紀子・花田安弘. (2008). 被験者実演課題における年齢効果と系列位置曲線. 日本教育工学会論文誌, 32, (増刊号).

仲真紀子 (2009). 日本における子どもの証言：事例と研究 (日本語および韓国語). 2009 Proceedings of the paper presented at 2009 Special Symposium of Assessment of alleged child victim: Finding the truth and protecting the child, 39-62.

### (2) 口頭発表 (国際学会発表及び主要な国内学会発表)

①招待講演 (国内会議 2 件、国際会議 1 件)

②口頭講演 (国内会議 4 件、国際会議 1 件)

③ポスター発表 (国内会議 7 件、国際会議 1 件)

#### ①招待講演

仲真紀子 (北海道大学). 理論心理学会公開シンポジウム：常識とは何か？－法と心理学の視点から－. 日本理論心理学会第54回大会. (東京サピアタワー, 2008年月11月22日)

仲真紀子 (北海道大学). 学会特別企画シンポジウム：Law and Psychology and a new current of civil participation in criminal justice: Saiban-in Seido. We should not be too much worried about lay participation in criminal court (裁判員の知識と力). 法と心理学会第9回大会. (南山大学, 2008年10月17日)

Naka M. (Hokkaido University), Japanese studies on the validity of child's testimony. Invited talk at 2009 Special Symposium of Assessment of alleged child victim: Finding the truth and protecting the child, The forensic psychology association; the board of licensure for forensic psychologist. (Seoul National University, Korea, 21, January, 2009).

②口頭講演

仲真紀子(北海道大学). 分科会Ⅱ:「裁判員制度実施に向けた課題と展望」国際会議室: 裁判員制度:法と心理学からの寄与. 日本刑法学会第86回大会.(神戸国際会議場, 2008年5月17日)

仲真紀子(北海道大学). シンポジウム:心理学のキャリアパスを考える 刑事司法や矯正の現場は心理学にどのような人材を求めるのか-法と心理学の仕事-. 認知心理学会第6回大会.(千葉大学, 2008年5月30-31日)

仲真紀子(北海道大学). ワークショップ:法律相談・カウンセリング・司法面接における面接法トレーニング:事実に焦点を当てた子どもへの司法面接. 法と心理学会第9回大会.(千葉大学, 2008年10月17-18日)

上宮愛(神戸女学院大学)・仲真紀子(北海道大学)・松田瑛美(北海道大学)・小山和利(北海道中央児童相談所). 被虐待児による嘘と真実の理解—虐待経験のある子どもたちの証言能力の査定について—. 法と心理学会第9回大会.(千葉大学, 2008年10月17-18日)

Naka, M. (Hokkaido University). Effects of Victim Impact Statement on Lay People's Judicial Decision. Paper presented at the annual meeting of the Psychonomic Society, Chicago, U.S., 13-16, Nov., 2008

③ポスター発表

Takigawa,S. (Hokkaido University) & Naka,M. (Hokkaido University). Does "Nostalgia" influence the recall of autobiographical memory? Poster presented at The XXIX International Congress of Psychology, Berlin, Germany, 20-25, July, 2008

仲真紀子(北海道大学)・上宮愛(神戸女学院大学)・小山和利(北海道中央児童相談所). 一般および虐待を受けたとされる幼児, 児童による感情語の使用—他者の感情の説明—. 日本心理学会第72回大会.(北海道大学, 2008年9月19-21日)

上宮 愛(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学). 嘘・真実についての概念理解の発達2—幼児・児童・中学生・大学生による嘘の定義—. 日本心理学会第72回大会.(北海道大学, 2008年9月19-21日)

白石紘章(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学). 認知面接技法を用いたコンピュータ面接の試み -コンピュータと人による面接の情報量の比較-. 日本心理学会第72回大会. (北海道大学, 2008年9月19-21日)

瀧川真也(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学). 懐かしさ尺度作成の試み—大学生を対象として—. 日本心理学会第72回大会. (北海道大学, 2008年9月19-21日)

三輪智子(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学). 子どもによる感情的な出来事の語り—どのようなトピックについて語るのか—. 日本心理学会第72回大会. (北海道大学, 2008年9月19-21日)

福井郁恵(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学). 司法面接法の訓練と効果：専門性、および被面接者の性格特性に関する分析. 北海道心理学会大会. (北星学園大学, 2008年11月23日)

波多野新吾(北海道大学)・仲真紀子(北海道大学). 小学・中学・高校・大学時代に期待されるリスク認知の特徴. 北海道心理学会大会. (北星学園大学, 2008年11月23日)

(3) 新聞報道・投稿、受賞

①新聞報道・投稿

セキュリティ産業新聞社：第2回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム（子どもたちの証言—事実を聴き出す面接法—）

②受賞

(4) その他の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

①書籍、DVDなど論文以外に発行したもの

【紀要論文】

仲真紀子 (2008). 面接法における自由報告の意義：子どもの目撃者、被害者、被害者への面接と英国の実務. 同志社心理, 55.

【書籍】

仲真紀子. (2008). 記憶し想起する心の発達. 内田伸子 (編), よくわかる乳幼児心理学, ミネルヴァ書房.

仲真紀子. (2008). 記憶. 西川泰夫・阿部純一・仲真紀子 (編), 認知科学の展開. 日本放送出版学会.

仲真紀子. (2008). 認知発達. 西川泰夫・阿部純一・仲真紀子 (編), 認知科学の展開. 日本放送出版学会.

仲真紀子. (2008). 言語コミュニケーション. 西川泰夫・阿部純一・仲真紀子 (編), 認知

科学の展開. 日本放送出版学会.

仲真紀子. (2008). 子どもの語りと感情表現. 佐藤浩一・越智啓太・下島裕美 (編), 自伝的記憶の心理学. 北大路書房.

仲真紀子 (編). (2008). 自己心理学: 認知心理学へのアプローチ (Vol. 6). 東京: 金子書房.

仲真紀子. (2008). 序文 自己心理学 (全6巻) の刊行にあたって 自己をめぐる認知心理学研究の今—まえがきに代えて. 仲真紀子 (編), 自己心理学: 認知心理学へのアプローチ (Vol. 6). 東京: 金子書房.

仲真紀子. (2008). ストレスフルな出来事の記憶—アイデンティティへの影響 (ディヴィッド・ルービン, ドータ・バーントセン著 仲真紀子訳). 仲真紀子 (編), 自己心理学: 認知心理学へのアプローチ (Vol. 6, pp. 105-129). 東京: 金子書房.

仲真紀子. (2008). 私の記憶, 私の信念—記憶の抑圧と回復, そして偽りの記憶. 仲真紀子 (編), 自己心理学: 認知心理学へのアプローチ (Vol. 6, pp. 216-235). 東京: 金子書房.

仲真紀子. (2008). 談話の産出・理解におけるメタ認知. 三宮真智子 (編), メタ認知: 学習力を支える高次認知機能. 京都: 北大路書房.

#### 【雑誌】

仲真紀子. (2008). レッツ聞き上手お母さん①聞いてあげる, 答えてあげる. 静岡発! 子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 5-6月号.

仲真紀子. (2008). レッツ聞き上手お母さん②たくさん話せるオープン質問. 静岡発! 子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 7月号.

仲真紀子. (2008). レッツ聞き上手お母さん③「わかりやすい報告」できてますか?, 静岡発! 子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 8月号.

仲真紀子. (2008). レッツ聞き上手お母さん④質問でプレッシャーかけてませんか?, 静岡発! 子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 9月号.

仲真紀子. (2008). レッツ聞き上手お母さん⑤自由報告を大切にする司法面接. 静岡発! 子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 10月号.

仲真紀子. (2008). レッツ聞き上手お母さん⑥ 子どもを元気にする応答. 静岡発! 子育て&学校情報雑誌 月刊 ファミリス, 11月号.

【意見書】意見書については、件名、時期などの情報は非公開とする。

仲真紀子. 子どもの供述に関する意見書・鑑定書①.

仲真紀子. 子どもの供述に関する意見書・鑑定書②.

### ③研究開発成果を発信するためのシンポジウム等の開催

仲真紀子. 子どもたちの証言 ― 事実を聴き出す面接法 ―. 第2回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム「被害実態をつかむ ― 子どもたちの叫びが聞こえますか」.  
(東京, 東京大学生産技術研究所コンベンションホール, 2009年3月10日)

\*法と心理学シンポ

### ④学会以外のシンポジウム等への招へいによる講演実施

仲真紀子. 子どもの証言：どのように話を聞けばよいか. 第5回赤ちゃんフォーラム～記憶一憶え、思いたす心と脳のはたらき～, 玉川大学脳科学研究所言語情報研究センター. (玉川大学, 2008年10月24日)

仲真紀子. 法と心理学からの示唆：人とつくりあげる過去. シンポジウム「自伝的記憶～自己と過去をつなぐもの～」, 文部科学省学術フロンティア推進事業「脳とこころの発達における神経科学的・心理学的アプローチ」心理グループ主催, 日本心理学会自己心理学研究会・日本発達心理学会自己心理学研究分科会共済. (名城大学, 2008年11月29日)

仲真紀子. 記憶と感情の認知心理学－イメージがつくる過去－. イメージングテクノロジーの階梯：認知科学との交流, キャノン (東京都キャノン株式会社本社, 2008年12月11日)

仲真紀子. 司法場面における子どもたち - 認知科学の最前線から -. 2009年4月開校新統合領域 ユーザー感性学専攻 感性コミュニケーションコース プレ講義, 実践子ども学 vol.23 (アクロス福岡, 2008年1月9日)

仲真紀子. 児童虐待対応における現状と課題I：子どもの記憶－事実確認をめぐる－. 子どもの虹情報研修センター (神奈川県子どもの虹研修センター, 2009年3月12日)

この他研修講師として：

- 東京家庭裁判所 (2008年10月23日)
- 函館家庭裁判所 (2008年10月28日)
- 横浜家庭裁判所 (2008年11月3日)
- 札幌家庭裁判所 (2008年11月10日)

- 釧路家庭裁判所（2008年12月4日）
- 龍谷大学矯正・保護研究センター（2008年3月28日）